

別表第一(第四条、第八条、第九条関係)

汚水に係る特定施設及び排水基準

一 特定施設

公共用水域に汚水(廃液を含む。)を排出する施設のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項のごみ処理施設(焼却施設を除く。)であって、湿式集じん装置を有するもの(以下「ごみ処理施設」という。)

二 排水基準

イ 有害物質による排出水の汚染状態に係る排水基準

有害物質の種類	排水基準(許容限度)
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇三ミリグラム
シアン化合物	一リットルにつきシアン一ミリグラム
有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	一リットルにつき一ミリグラム
鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・一ミリグラム
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム
ひ素及びその化合物	一リットルにつきひ素〇・一ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・二ミリグラム
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
一・二ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム
一・一ジクロロエチレン	一リットルにつき一ミリグラム
シス一・二ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・四ミリグラム
一・一・一トリクロロエタン	一リットルにつき三ミリグラム
一・一・二トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム
一・三ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
チウラム	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム
シマジン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・二ミリグラム

ベンゼン	一リットルにつき〇・一ミリグラム
セレン及びその化合物	一リットルにつきセレン〇・一ミリグラム
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 一リットルにつきほう素一〇ミリグラム 海域に排出されるもの 一リットルにつきほう素二三〇ミリグラム
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 一リットルにつきふっ素八ミリグラム 海域に排出されるもの 一リットルにつきふっ素一五ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一リットルにつきアンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量一〇〇ミリグラム
一・四―ジオキサン	一リットルにつきセレン〇・五ミリグラム
備考	<p>一 この表の排水基準は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和四十九年環境庁告示第六十四号。以下「排水の検定方法」という。)により検定した場合における検出値によるものとする。</p> <p>二 「検出されないこと。」とは、排水の検定方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p>

ロ その他の排水の汚染状態に係る排水基準

項目	排水基準(許容限度)
水素イオン濃度(水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 五・八以上八・六以下 海域に排出されるもの 五・〇以上九・〇以下
生物化学的酸素要求量(単位 一リットルにつきミリグラム)	一六〇(日間平均一二〇)
化学的酸素要求量(単位 一リットルにつきミリグラム)	一六〇(日間平均一二〇)
浮遊物質(単位 一リットルにつきミリグラム)	二〇〇(日間平均一五〇)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)(単位 一リットルにつきミリグラム)	五
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油類含有量)(単位 一リットルにつきミリグラム)	三〇
フェノール類含有量(単位 一リットルにつきミリグラム)	五
銅含有量(単位 一リットルにつきミリグラム)	三
亜鉛含有量(単位 一リットルにつきミリグラム)	二
溶解性鉄含有量(単位 一リットルにつきミリグラム)	一〇
溶解性マンガン含有量(単位 一リットルにつきミリグラム)	一〇
クロム含有量(単位 一リットルにつきミリグラム)	二

大腸菌群数(単位 一立方センチメートルにつき個)	日間平均三、〇〇〇
窒素含有量(単位 一リットルにつきミリグラム)	一二〇(日間平均六〇)
りん含有量(単位 一リットルにつきミリグラム)	一六(日間平均八)
備考	
<p>一 この表の排水基準は、排水の検定方法により検定した場合における検出値によるものとする。</p> <p>二 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>三 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が五十立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。</p> <p>四 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>五 窒素含有量又はりん含有量についての排水基準は、窒素含有量又はりん含有量についての排水基準に係る湖沼を定める件(昭和六十年環境庁告示第二十七号)に規定する湖沼及び窒素含有量又はりん含有量についての排水基準に係る海域を定める件(平成五年環境庁告示第六十七号)に規定する海域並びにこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p>	

別表第二(第四条、第十四条関係)

騒音に係る特定施設及び規制基準

一 特定施設

イ 金属加工機械

- (一) 圧延機械
- (二) ベンディングマシン(ロール式のものに限る。)
- (三) せん断機(原動機を用いるものに限る。)
- (四) ブラスト
- (五) 高速切断機及びプラズマ切断機
- (六) 研磨機(工具用研磨機及び板金作業場で使用する研磨機を除く。亜鉛板研磨機以外は、二台以上であること。)

ロ クーリングタワー(原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。)

ハ ドラム缶洗浄機(原動機を用いるものに限る。)

ニ ロータリーキルン

ホ 重油バーナー(重油の使用量が一時間五十リットル以上のものに限る。)

ヘ 電気炉(変圧器の定格容量が千キロボルトアンペア以上のものに限る。)

備考

次に掲げる施設を除く。

- 一 鉱山保安法第二条第二項本文に規定する鉱山に係る施設
- 二 電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気工作物
- 三 ガス事業法第二条第十三項に規定するガス工作物
- 四 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第三条第一項の規定により指定された地域内に係る同法第二条第二項に規定する特定工場等に設置される施設

二 規制基準

イ 騒音の規制基準は、騒音規制法第三条第一項の規定に基づき知事(市の区域内の地域については、市長。以下この項において同じ。)が定める指定地域の区分ごとに、同法第四条第一項の規定に基づき知事が定めた規制基準とする。

ロ イに掲げる騒音の規制基準は、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準(昭和四十三年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第一号)第一条第一項備考第三号及び第四号に定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。

別表第三(第五条関係)

届出の種類		届出書	添付書類
一	特定施設の設置の届出 (条例第七条第一項)	汚水に係る特定施設設置・使用・ 構造等変更届出書 (様式第一号その一)	イ 汚水に係る特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置図 ロ 汚水に係る特定施設の設置場所を示す図面 ハ 汚水に係る特定施設を含む操業の系統の概要図 ニ 汚水処理施設の設置場所を示す図面 ホ 汚水等の処理の系統の概要図 ヘ 汚水等の集水及び汚水処理施設までの導水の方法を示す図面 ト 工場排水等の公共用水域への排出の方法を示す図面
	経過措置に伴う届出 (条例第八条第一項)		
	条例第七条第一項第四号及び第五号 に掲げる特定施設の構造等の変更の 届出 (条例第九条第二項)	騒音に係る特定施設設置・使用・ 種類ごとの数の変更届出書 (様式第一号その二・その三)	イ 騒音に係る工場又は事業場の付近の見取図 ロ 騒音に係る工場又は事業場の建物の配置図 ハ 騒音に係る特定施設の設置場所を示す図面
二	条例第七条第一項第一号及び第二号 に掲げる氏名等の変更の届出 (条例第九条第一項)	氏名等変更届出書 (様式第二号)	
三	特定施設の使用の廃止の届出 (条例第九条第一項)	特定施設使用廃止届出書 (様式第三号)	
四	特定施設に係る届出者の地位の承継 の届出 (条例第十二条第三項)	承継届出書 (様式第四号)	